**影響評価法に基づく累積的影響評価のための政策枠組み**

情報：2024年6月20日、2024年予算実施法が勅許を受け、影響評価法（IAA）の改正が施行された。この改正は、IAAの合憲性に関するカナダ最高裁判所の判決を受けたものである。今後数週間から数ヶ月の間に、手続き、方針、ガイダンス文書とともに、このウェブサイトは、必要に応じてこれらの法改正を反映して更新される予定です。

2023年5月

**はじめに**

カナダ政府は、累積的影響に関するカナダ政府中間メッセージで述べられているように、累積的影響の管理が重要な問題であることを認識している。

影響評価法に基づく累積的影響評価のための政策枠組み（政策枠組み）は、影響評価法（IAA）に基づく指定プロジェクトの累積的影響を評価するための一般的な要件とアプローチを定めている。これは、プロジェクト提案者に対するガイダンスとなり、カナダ影響評価庁（IAA）の職員、および連邦当局、他の管轄区域、先住民、利害関係者、一般市民を含む、IAAのもとでの連邦影響評価に関わる他の人々に対する方向性を示すものである。

本方針枠組みは、情報提供のみを目的とする。IAAまたはその規則に代わるものではない。本政策大綱とIAAまたはその規則との間に矛盾がある場合は、IAAまたはその規則が優先される。IAAおよび規則の最新版については、司法省のウェブサイトをご参照ください。

本文書は、司法省により定期的に見直されることがあります。最新版については、同庁ウェブサイトの「ポリシーとガイダンス」ページをご参照ください。

**適用**

本方針枠組みは、IAAの下での指定プロジェクトの評価に情報を提供するため、他の省庁の方針及びガイダンス文書と合わせて使用されるべきである。2012年カナダ環境アセスメント法における累積環境影響評価のための技術ガイダンス」と題された追加技術ガイダンスは、指定プロジェクトに関連する累積的影響を分析する際に有用な方法論と考慮事項を示している。

本方針枠組みは、IAAの文言と要件を反映するため、2012年カナダ環境アセスメント法に基づく累積的環境影響の評価と題された、2015年3月の業務方針声明に代わるものである。しかし、累積的影響を評価するための全体的なアプローチとステップは変更されていない。2015年3月の業務方針書は、2012年カナダ環境アセスメント法に基づいて開始された進行中のアセスメントに引き続き適用される。

**累積的影響評価に関する影響評価法の関連規定**

IAA第22項(1)(a)は、影響アセスメントが、指定プロジェクトの実施によって引き起こされる可能性が高い影響を考慮しなければならないと規定している。これには、指定プロジェクトが、過去に実施された又は実施される予定の他の物理的活動と組み合わされることによって生じる可能性のある累積的影響も含まれる。

本政策大綱全体を通して、「影響」という用語は、IAAの第2節で定義され、IAAの22(1)(a)で言及されているように、環境又は健康、社会、経済状況の変化、及びこれらの変化の正及び負の結果を指す。

影響アセスメントにおいて考慮しなければならないその他の要因も、第22項(1)で特定されている。多くの場合、これらの要因と累積的影響は交差し、累積的影響のアセスメントにおいて考慮される。例えば、ミティゲーション、事故や故障の影響、先住民の知識、プロジェクトが持続可能性に貢献する程度、IAAや他の地域研究・計画の下で実施された関連する地域・戦略的アセスメントなどが挙げられる。影響アセスメントで考慮すべき要素に関するさらなるガイダンス、ツール、情報については、「影響アセスメント実務者ガイド」を参照のこと。

**影響評価法における累積的影響の検討**

影響評価の実務では、プロジェクトが価値ある構成要素（VC）に及ぼす潜在的な影響を調査し、悪影響に対処するためのミティゲーションを検討することが求められる。影響評価プロセスの一環として、累積的影響評価では、指定されたプロジェクトが、過去に実施された、または今後実施される他の物理的活動と組み合わされた影響に対処するための追加的なミティゲーションを検討することができる。累積的影響の評価は、影響評価プロセスに情報を提供し、公共利益の決定とフォローアッププログラムの実施に情報を提供するため、プロジェクトに残留する可能性のある影響の完全な理解を支援する。

影響アセスメントにおける累積的影響の評価に適用されるアプローチと努力のレベルは、ケースバイケースで確立され、各VCで異なる可能性がある。以下を考慮すべきである：

-プロジェクトによって引き起こされる可能性のある変化と、これらの変化の結果（すなわち、影響）；

-プロジェクトの特性

-潜在的累積的影響に関連するリスクと不確実性；

-累積的影響によって影響を受ける可能性のあるVCの状態（健康状態、状態、状態など）；

-緩和の可能性及び緩和対策が潜在的影響に対処できる程度、

-先住民コミュニティまたは一般市民が表明した懸念のレベル。

すべての累積的影響アセスメントは、以下に記述する5つのステップ（スコーピング、分析、緩和、累積的影響の記述、フォローアップ）を含むべきであり、すべての文書は、アセスメントで使用された方法を明確に説明し、正当化しなければならない。

**ステップ1：スコーピング**

累積的影響評価のためのスコーピングには、累積的影響評価の対象となるVCの特定、空間的・時間的境界の決定、及び指定プロジェクトの残存影響と他の物理的活動の影響との関係の検討が含まれる。

スコーピングは、影響評価影響評価プロセスの計画段階で開始され、プロジェクトの個別影響評価書ガイドラインに情報を提供する。累積的影響評価の範囲の調整は、影響評価プロセス中の様々な時点で行うことができる。プロジェクト影響アセスメントが進むにつれ、例えば、環境、健康、社会、経済的条件、VC、潜在的影響、他の物理的活動の影響に関する情報が得られる。この情報は、累積的影響アセスメントで何をどの程度考慮する必要があるかを明確にするのに役立つ。対象範囲は、先住民コミュニティや一般市民から提供された情報、知識、コメントにも照らし合わせて調整される。

**価値ある構成要素の特定**

累積的影響アセスメントでは、予測される影響の程度や範囲に関わらず、影響ミティゲーションの検討後に残存する悪影響が予測されるVCについて検討されるべきである。提案者は、IAにおいて、正の累積的影響も考慮することができる。

また、予測される残存影響が不確実な緩和対策に大きく依存する場合、および、一般住民または先住民コミュニティによって、累積的影響において特に懸念があると特定された場合、VCは累積的影響アセスメントに含められるべきである。

累積的影響アセスメントは、残存影響が特定された指定プロジェクトのVCと同じVCに影響する可能性がある場合、分析時点までに実施された、又は将来実施される他の物理的活動を考慮しなければならない。

**空間的及び時間的境界の決定**

空間的及び時間的境界は、明確に特定され、正当化されるべきであり、また、機関によって提供された指示を考慮して設定されなければならない。

既存及び将来の物理的活動の影響を検討するために、空間的境界は、指定プロジェクトの選択されたVCに対する潜在的影響を、過去に実施された又は実施される予定の他の物理的活動と組み合わせて包含する必要がある。

選択されたVCを評価するための時間的境界線は、過去及び既存の物理的活動、ならびに確実または合理的に予見可能な将来の物理的活動を考慮に入れるべきである（以下のさらなる定義を参照）。時間的境界はまた、これらの物理的活動の影響が、指定プロジェクトから予測される影響とどの程度重なるかを考慮に入れるべきである。

**空間的および時間的境界の決定**

空間的及び時間的境界は，明確に特定され，正当化され，環境庁から提供された指示を考慮して設定されなければならない。

既存及び将来の物理的活動の影響を考慮するため、空間的境界は、指定されたプロジェクトが、過去に実施された又は今後実施される他の物理的活動と組み合わせて、選択されたVCに及ぼす潜在的影響を包含する必要がある。

選択されたVCを評価するための時間的境界線は、過去及び既存の物理的活動、ならびに確実または合理的に予見可能な将来の物理的活動を考慮に入れるべきである（以下のさらなる定義を参照）。時間的境界はまた、これらの物理的活動の影響が、指定プロジェクトから予測される影響とどの程度重なるかを考慮に入れるべきである。

**実施された物理的活動の調査**

現在の環境、健康、社会及び経済状況は、多くの過去及び既存の物理的活動の累積的影響を反映している。過去の状況の説明は、特定のVCの累積的影響の理解を向上させることがある。

過去または現存する物理的活動の影響に関する情報は有用である：

-特定のVCに対する過去又は既存の物理的活動の影響が、指定プロジェクトの影響を予測するのに役立つ場合；

-過去又は既存の物理的活動の情報が、指定プロジェクトの適切な緩和手段の特定に役立つ場合。

-既存の物理的活動が将来廃止され、その廃止が特定のVCの将来の状態に影響する場合。

**実施される物理的活動の調査**

指定プロジェクトの累積的影響アセスメントには、確実な将来の物理的活動を含めなければならず、以下に定義するように、一般的に合理的に予見可能な物理的活動を含めるべきである。

-確実：その物理的活動が実施される、または実施される可能性が高い、例えば、提案者が必要な許認可を受けている、または許認可の取得過程にある。

-合理的に予見可能：物理的活動は進行すると予想される。例えば、提案者は、必要な影響アセスメントまたは進行に必要な他の認可を求める意図を公に開示している。

**ステップ2：分析**

累積的影響を予測するために使用される方法は、明確に記述されなければならない。この情報があれば、影響評価書のレビュアーは、どのように分析が行われ、どのような根拠に基づいて結論が出されたかを検討することができる。専門家の判断に基づく仮定や結論は、明確に特定され、記述されなければならない。

データの収集および／または作成は、累積的影響評価の重要な要素である。時には、分析を裏付けるデータの入手や生成が困難な場合もある。潜在的な累積的影響は、裏付けとなるデータが少ない場合や予測に不確実性がある場合であっても、適宜、解析において考慮されるべきである。影響評価書の検討者は、潜在的な累積的影響の種類と規模の全体像を提示されるべきである。また、分析は、ジェンダーベース分析プラス（GBA Plus）を適用することにより、累積的影響に差異があるかどうかを検討すべきである。すべての場合において、分析の基礎となる不確実性および仮定が記述され、情報源が明確に文書化されるべきである。

累積的影響アセスメントを裏付ける科学的データは、多くの場合、コンピュータモデルや同等の条件を有する他の地域のデータの利用など、様々な方法で補足することができる。

事業者が利用可能な地域社会の知識は、適切な倫理基準に従い、また守秘義務がある場合はそれを破ることなく、累積的影響アセスメントに組み込まれなければならない。

先住民コミュニティは、他の物理的活動と組み合わされたプロジェクトの累積的影響の継続的理解に情報を提供するために、早期の関与と先住民知識調査の実施に始まり、累積的影響の特定と評価に全面的に関与すべきである。先住民コミュニティからのインプットは、累積的影響アセスメントのすべての部分（空間的・時間的範囲、VCと物理的活動のセクション、影響の緩和と特徴づけなど）に反映されるべきである。先住民の秘密知識に関する詳細は、ガイダンスを参照のこと：影響評価法における先住民の秘密知識の保護」を参照のこと。

さらに、先住民の権利に対する影響評価は、累積的影響の文脈を考慮する必要がある。その方法については、ガイダンスを参照のこと：先住民の権利に対する潜在的影響のアセスメント」を参照のこと。

**ステップ3：緩和**

環境影響庁からの指示を考慮し、提案者は、有害な累積的影響を緩和するための、技術的・経済的に実行可能な対策を特定しなければならない。これには、累積的影響を緩和するために適用される対策の有効性の評価が含まれる。

プロジェクト特有の影響と同様に、累積的影響の緩和は、指定プロジェクトの累積的影響の除去、削減、または抑制という形で行うことができ、これは望ましいアプローチである。これが不可能な場合、指定プロジェクトの残存影響によって引き起こされた損害の相殺は、代替、修復、代償を通じて検討されなければならない。

累積的影響を緩和するための対策が提案者の管理範囲を超えている場合、提案者は、これらの対策について行動する権限を有する当事者を特定しなければならない。さらに、必要な対策を実施するための他の当事者によるコミットメント、および関連するコミュニケーション計画を、影響評価書に要約しなければならない。

**ステップ4：累積的影響の記述**

影響評価には、ミティゲーションの実施を考慮した上で、他の物理的活動と組み合わせてプロジェクトから生じる可能性のある累積的影響についての記述を含めなければならない。影響アセスメントはまた、連邦管轄内の有害な累積的影響、および有害な直接影響または偶発的影響（脚注1）が、どの程度重大であるかを特徴付けなければならない。詳細については、ガイダンスを参照のこと：影響を記述し、重大性の程度を特徴付ける」を参照のこと。

累積的影響に関する予測は、明確に提示され、定義された基準に照らして合理化されなければならない。関連する場合、これらには、潜在的な悪影響の大きさ、地理的範囲、時期、頻度、期間及び可逆性、並びに重要な文脈的要因（先住民の知識を含む）が含まれるべきである。場合によっては、影響の性質、比例性、方向性、因果関係、確率など、他の基準を用いて影響を記述する方が適切な場合もある。さらに、主な基準に加えて、累積的影響の記述では、基準、ガイドライン、目標、記述子などの、証拠、科学的根拠、価値に基づく管理または生態学的ベンチマークを考慮することもある。

**ステップ5：フォローアップ**

影響評価の正確性を検証し、緩和手段の有効性を評価するために、事業者はフォローアッププログラムを実施する。該当する場合、これらには累積的影響の考慮が含まれるべきである。ケースバイケースで決定されるように、既存のフォローアッププログラムへの参加、または新たなプログラムの設立が正当化される場合がある。フォローアッププログラムの枠組みを作成する際、提案者は、カナダ環境アセスメント法に基づくフォローアッププログラムに関する霞ヶ関のガイダンス、及び1992年カナダ環境アセスメント法に基づく適応管理対策に関する霞ヶ関のガイダンスに概説されている考慮事項を考慮に入れるべきである。フォローアッププログラムに関する追加ガイダンスや考慮事項は、計画段階の終了時に提案者に発行されるプロジェクト別の個別影響評価書ガイドラインに記載される場合がある。

**脚注**

直接影響または付随的影響は、影響評価法第2条において以下のように定義されている：直接的または付随的影響とは、影響評価法第2条において次のように定義される。「物理的活動または指定プロジェクトの全部または一部の実施を可能にする連邦当局の権限行使または義務もしくは機能の遂行、またはその活動またはプロジェクトの全部または一部の実施を可能にする目的で連邦当局が人に財政援助を提供することに直接関連する、または必然的に付随する影響」。